

令和8年度（2026年度）
スチール缶売買契約仕様書（4月から7月まで）

1 目的

鎌倉市内で排出され、笛田リサイクルセンターで選別、圧縮及び成型された飲食用スチール缶を、適正に再資源化することを目的とする売買契約に係る仕様を定めるものである。

2 契約の基本事項

(1) 契約方法

キログラム単位による単価契約とする。

(2) 契約期間

令和8年（2026年）4月1日から令和8年（2026年）7月31日まで。

3 売渡品の内容

(1) 売渡品について

鎌倉市内で排出され、笛田リサイクルセンターで選別、圧縮及び成型された飲食用スチール缶とする。

(2) 寸法

成型品1個当たりの大きさは、約0.75m×0.4m×0.17mとする。

(3) 重量

成型品1個当たり約50キログラムとする。

(4) 荷姿

成型品は、パレット等を使わず、単品で引渡すものとする。

(5) 品質

純度90パーセント以上とする。

4 売渡予定数量

52,310 kg。なお、予定であり引渡重量を保証するものではない。

5 引渡方法

次のとおり、延滞なく引き取ること。なお、売渡品の引取りにかかる諸経費は、買受者の負担とする。

(1) 引渡場所

鎌倉市笛田一丁目11番34号 笛田リサイクルセンター

(2) 引渡日及び引渡時間

ア 引渡日

月曜日から金曜日とし、事前に協議の上決定する。

イ 引渡時間

午前 8 時 30 分から午前 9 時 30 分まで

(3) 積込作業

積込作業は、売渡者又は売渡者の委託業者が行うものとする。

(4) 引渡量の目安

1 回の引渡量は 3,000 キログラムを目安とする。

(5) 引渡に用いる車両

車高 3.5 メートル、車幅 2.9 メートル以下であり、積載量が 4,000 キログラム相当可能な箱車以外の車両とし、これによらない場合は、別途協議するものとする。

(6) 計量

売渡品の運搬車両は、笛田リサイクルセンター内において売渡品積載前の車両重量と売渡品積載後の車両重量の 2 回計量を行い、その差を引渡重量とする。

6 再資源化について

買受者は、売渡品を資源物として適正に処理する事業所を選定すること。

7 安全確保

- (1) 買受者は、業務の履行に当たっては、安全の確保に十分配慮すること。
- (2) 搬送業務中に車両事故等があった場合には、買受者が全責任を持って誠実に対応し解決を図るものとし、売渡者に対しその結果を速やかに報告すること。
- (3) 業務の履行に当たっては、「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」及び「清掃事業における安全衛生管理要綱」などを考慮し、安全対策を講じること。

8 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、売渡者及び買受者協議のうえ、これを定める。